

各 道 府 県 総 務 部 長 殿
(市町村税担当課扱い)

東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿
(市町村課・固定資産評価課扱い)

総務省自治税務局資産評価室長
(公 印 省 略)

ゴルフ場用地の評価に用いる造成費について

ゴルフ場等用地の評価は、固定資産評価基準（昭和 38 年自治省告示第 158 号）第 1 章第 10 節二に定めるところにより行うこととされ、その具体的な取扱いについては、平成 11 年 9 月 1 日付け自治評第 37 号「ゴルフ場の用に供する土地の評価の取扱いについて」において参考例を示していますが、令和 6 年度評価替えにおけるゴルフ場用地の評価に用いる「山林に係る平均的宅造費」、「ゴルフ場のコースに係る全国の平均的造成費」を下記のとおり算定しましたので、参考までにお示しします。

なお、当該造成費については、地域性、周囲の環境等が異なるものと考えられますので、各市町村における地域の実情を反映した適正な造成費の算出に努めるよう、貴都道府県内市町村に御連絡願います。

記

1 山林に係る平均的宅造費

9,930 円／ m^2 程度 （令和 3 年度は 9,080 円／ m^2 程度）

2 ゴルフ場のコースに係る全国の平均的造成費

丘陵コース 1,000 円／ m^2 程度 （令和 3 年度は 920 円／ m^2 程度）

林間コース 840 円／ m^2 程度 （令和 3 年度は 770 円／ m^2 程度）

(注) 上記 2 については、ゴルフ場用地に占める造成対象面積の割合を 60%と想定し、算定している。